

平成 30 年 6 月 28 日現在

機関番号：31311

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17354

研究課題名(和文) 民族共同体構想を手がかりとした戦後教育改革の検討

研究課題名(英文) The Concept of National/Ethnic Community in Post War Education Reform

研究代表者

金井 徹 (Kanai, Toru)

尚絅学院大学・総合人間科学部・講師

研究者番号：00532087

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、戦後知識人の中で広く共有されていた民族共同体という国家観が戦後教育改革にどのような影響を与えたのかについての分析を行った。とりわけ、日本側教育家委員会委員や教育刷新委員会委員として、教育基本法の制定をはじめ戦後日本における教育理念の形成に大きな役割を果たした務台理作に焦点を絞り、戦後における務台理作の教育理念が、個人、民族、世界の相互媒介関係によって捉えられる民族共同体という国家観の枠組に強く規定されていたことを実証的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed the influence of the concept of National/Ethnic Community on education reform in postwar with focusing on Risaku Mutai who played a major role in the shaping of educational principle. The finding is that Risaku Mutai's educational principle was strongly influenced by the view of nation that was drawn from the concept of National/Ethnic Community.

研究分野：教育学

キーワード：戦後教育改革 教育理念 民族共(協)共同体 国家 務台理作

1. 研究開始当初の背景

2006年の教育基本法の改正を大きなターニングポイントとして、戦後教育の総決算が唱えられてきた。そこにおいては、教育における国家の位置づけを一つの重大な論点として、戦後教育の捉え直しが進行してきた。そうした状況を踏まえて本研究は、戦後教育改革と民族共(あるいは「協」)同体という国家観との関連を検討しようとするものである。戦後教育改革期において、教育刷新委員会の前身ともいえる組織として戦後直後の日本における教育改革の中樞を担った日本側教育家委員会の報告書は、戦後の新しい教育理念に盛り込まれるべき事項として日本民族共同体に直接的に言及していた。つまり、改革期当初、民族共同体という国家観は、教育改革に関わった知識人の間でもある程度共有されており、戦後日本の新しい教育理念の内容として盛り込まれるべきものと捉えられていた。戦後教育改革における民族共同体に関わる先行研究では、南原繁を中心に検討を行っているが、南原の民族共同体の内容自体の検討の域にとどまっており、戦後教育改革との具体的な関連の解明には至っていなかった。また、検討対象が南原繁に限定したものとなっており、戦後教育改革について検討する際に、民族共同体構想という観点がどこまでの射程を持つのかという問題も残されていた。戦後教育改革に関しては、多くの先行研究が蓄積されてきており、教育刷新委員会における議論を中心に、戦後教育改革期における知識人の言説に関する検討がおこなわれてきたが、戦後教育改革と民族共同体という国家観とは、どのように関連を持つのかという視点から検討を加えるものはほとんど存在せず、戦後教育における国家の位置づけに関する検討が不十分ではないかと考えた。また、民族共同体という国家観に注目した先行研究は蓄積されてきているものの、検討の対象や時期が限定されているために、戦後改革期における民族共同体の内容を十分に把握するには至っておらず、戦中戦後、そして占領期以降も同様の捉え方が可能であるのかという課題が残されていると考えたことが研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

そこで、本研究の目的は、1945年以降の日本の戦後改革期において教育改革に関与した知識人の民族共同体という国家観の構想と戦後教育改革に関わる議論との関連を検証することにより、戦後教育における国家の位置づけに関する新たな視点を提示することであった。

戦後改革期における民族共同体構想は、矢内原忠雄、南原繁、高木八尺、和辻哲郎、津田左右吉といった戦後知識人達に共有されていたものであったとされ、戦後改革全般においても重要な論点として位置づけられていた。とりわけ、南原繁の民族共同体構想の

内容に関しては、いくつかの先行研究において検討されてきた。先行研究の理解では、戦後知識人の民族共同体構想は、単なる個人主義ではなく、天皇というかたちで象徴される民族の全体性に依拠した民主主義という日本の国家としての新たな全体像の構築を目指すものであったとの指摘がある。このように、戦後日本の国家のあり方をめぐる問題を検討する場合、民族共同体構想は欠かすことのできない論点である。

そこで本研究は、民族共同体構想が戦後日本の教育改革にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、先ず戦後改革全般に関わる知識人一般を検討対象として、民族共同体構想を抽出し、その内容について比較分析を行うことで、民族共同体構想の思想史における位置を検討することを企図した。また、教育刷新委員会の委員を中心とした戦後教育改革に関与した知識人の民族共同体構想を検討対象として、その内容について比較分析を行うことで、民族共同体構想と教育改革との関連を明らかにすることを企図した。その際に、検討する時期を、知識人の中に民族共同体の感覚がよびおこされたとされる戦中期(1930年代後半から1940年代前半)、戦後改革期、占領期終結以降(1952年以降)に区分し、戦中期(1930年代後半から1940年代前半)における知識人の民族共同体構想の内容と、教育に関する言説の関連について、同時期の各種雑誌、著作、講演録等を用いて分析を行うことを企図した。そして第二に、各論者の民族共同体構想の内容について比較検討を行い、さらに教育に関する言説との関連について検討を行うことを企図した。そして第三に、戦後改革期における民族共同体構想の変容と、教育改革との関連を明らかにするために、国会や教育刷新委員会等の議事録、各種雑誌、著作、講演録等を検討対象として分析を行うこととした。さらに、占領期以降(1952年以降)の民族共同体という国家観の変容と、教育理念との関連を明らかにするために、国会や中央教育審議会の議事録、各種雑誌、著作、講演録を検討対象として分析を行うこととした。

上記の観点から資料収集と検討を進めたところ、民族共同体という国家観の構想と教育理念との関連に直接的に言及した資料は僅少であった。そこで、日本側教育家委員会委員や教育刷新委員会委員として戦後教育改革に直接的に関与し、戦後日本の教育理念における民族共同体の重要性について直接的な言及を行っていた務台理作に着目して、各時期における民族共同体の構想の内容と教育理念との関連を明らかにし、そして時期区分ごとの民族共同体の内容と教育理念との関連の変容についてを実証的に明らかにすることを企図して次の3つの視点から検討

を進めることとした。

1) 戦中期における民族共同体の論理構造と、教育に関する言説との関連。

2) 戦中期から戦後期にかけての民族共同体の論理構造の変容と、教育改革への影響。とくに教育理念、教育行政改革との関連。

3) 占領期終結以降の民族共同体の論理構造の変容と、教育改革への影響。とくに教育理念、教育行政改革との関連。

4. 研究成果

上記の分析の結果、主に以下の3点を明らかにすることができた。

(1) 戦後教育改革における教育理念と民族共同体構想との関連について

本分析では、先行研究の成果を踏まえ、戦後日本において多くの知識人に共有された時代思潮であった民族共同体という国家観は、南原繁、森戸辰男、務台理作といった戦後教育改革に深く関与した教育刷新委員会委員の思考をも強く枠づけていたと考えられることを指摘した。また、結果的に教育基本法の教育理念の内容には、民族共同体という国家観は明示されなかったものの、『教育基本法の解説』や教育基本法の前文や第一条の審議に深く関与した務台理作の理解の検討から、個人、民族(国家)、世界という関係構造を有する民族共同体という国家観の論理構造は組み込まれて残存していることを指摘した。具体的には、辻田力、田中二郎監修の『教育基本法の解説』(国立書院、1947)において、教育基本法における国家は、必然的に民族であるという理解が示されているということ。また、戦後の教育理念の形成に深く関与した務台理作も、日本国憲法と教育基本法に民族国家についての規定はないが、国民の概念の中に開かれた民族国家は当然包含されているものという発想に立っていたことを指摘した。

以上の分析を通して、民族共同体構想と戦後教育改革との関連を検討する際に、教育基本法の制定をはじめとして、戦後日本の教育理念の問題に関与し続けた務台理作の教育理念に特に注目して検討することの重要性を捉えることができた。

(2) 戦前・戦中期における務台理作の教育理念の形成について

上記を踏まえて、務台理作を中心に分析を進めることとした。本分析では、務台理作の戦前期における教育理念への言及は、特に1931年以降になされていった。それは、務台自身の日本国家に対する危機意識を前提としていた。そして、そうした危機への対処を国民教育に期待した。務台は主にフィヒテの『ドイツ国民に告ぐ』を援用して、国民教育の理念を展開していった。

戦前期における務台は、日本が国家としての根本的統一を欠いているという危機意識

のもとで、望ましい国家の在り方の論理を明らかにしようとしていた。務台は、世界的なファシズム的傾向に批判的であり、ファシズムのあとに来る国家を構想しようとしていた。務台の構想した国家とは、普遍(世界)と個体(個人)を媒介するものとしての特殊(民族)という構造を有する民族(国民)協同体であった。務台は民族国家を重視したが、それはあくまで世界と個人とによって媒介されたものであり、とりわけ世界との関連を強調した。その論理には、一国あるいは一民族を全体として、普遍よりも根本的なものとするファシズムへの批判があった。

そして、そうした民族国家の実現には、「創立者が不明な地域協同社会を基体とする伝承の文化」としての基層文化と、少数の特定の人々によって作られた「狭義の政治史・思想史・精神史の内容をなす」ものとしての上層文化とを総合する進歩的な国民文化が不可欠であるとした。さらに務台は、そうした進歩的な国民文化の形成は国民教育の力によってはじめて可能となるとした。

務台の求めた国民教育とは、「ただ良き人間を作るための市民教育」ではなかった。その国民教育の教育目的として務台は、内在的目的である人間の本性から導かれる目的と、超越的目的である民族(国家)から導かれる目的との総合を主張していた。

(3) 戦後における務台理作の教育理念の展開について

本分析では、ファシズムへの批判を根底に有する個人、民族、世界の相互媒介によって捉えられる民族協同体(戦前期の著作で務台は民族協同体と表記していた。民族協同体と民族共同体とは意味内容が異なるという指摘もあるが、務台がそれらを区別して捉えていたかどうかは明らかでないため本報告では同義として扱っている。)を前提とする務台理作の国家観は戦前・戦中と戦後とで連続していたことを実証的に明らかにした。そして戦後の務台は、日本の植民地化への危機意識と戦前教育回帰への危機意識を併有し、民族協同体としての国家を前提とする教育理念を提示しようとしていたといえる。務台は、教育基本法に「個人の自由と価値」、「国際平和」を明記することを重視したが、それに加えて、「社会、国家」の在り方が盛り込まれることを重視していた。

そのことは、占領期の教育基本法制定の過程では十分に実現されなかったが、1953年のサンフランシスコ講和条約発効前後に明らかに語られるようになった。戦後直後の務台は、天皇制を含む国体の護持を重視していたが、この時期には、道徳の中心としての天皇制および教育勅語への批判的な立場を明らかにするとともに、戦後日本の教育が内容や方法の問題を重視する一方で、教育目標の問題を軽視してきたとした。務台は、教育基本法をその制定時から高く評価したが、一方で、

教育基本法における教育目標の抽象性を批判し、教育目標として掲げられるべき基本的条件を日本国憲法および教育基本法の内容を踏まえて、「個人＝基本的人権の確立」、「世界＝世界人類の平和」をあげた。すなわち、戦後改革における日本国憲法および教育基本法の制定は、民族協同体における「個人」と「世界」に新たな意味を与えることとなったのである。そして務台にとって最大の課題は、「民族（国家）＝日本民族の独立」を上からの押しつけでなく、下からの生活意識として、如何に歴史的・現実的に根拠づけるかということであった。

講和条約発効以降の務台は、天皇制および教育勅語への批判的な見解を明らかにするとともに、民族を、日本人の生活意識を共同的、連带的、歴史的に動かして来た精神のようなもの、日本人の共同の感じ方、考え方、行動の仕方というようなものとして捉えようとした。それは、民族（国家）を、教育勅語や国民実践要領、期待される人間像のような徳目主義あるいはアプリオリな理想化でなしに、如何に歴史的・現実的に根拠づけ、日本人の生活実感として捉え得るかという務台の問題意識に導かれたものであった。また、戦後の務台は、社会主義に強い期待を抱き、世界的な社会主義化の動向によって、個人、民族（国家）、人類（世界）の内容が現実的に意識されるようになってきたとして、民族協同体を歴史的・現実的に根拠づけようとした。

以上のように本分析は、務台において個人、民族、世界の相互媒介によって捉えられる民族協同体という国家観を前提として日本における教育理念を示そうとする発想が、日本国憲法の制定をはじめとする戦後改革の成果を踏まえ、個人、民族、世界に新たな意味を付与しながら、戦前・戦中そして戦後まで一貫していたことを明らかにしてきた。戦後の務台においても、個人、民族、世界の相互媒介によって捉えられる民族協同体を前提とする国家観は、教育基本法の示した教育理念に結び付けられ、そしてまた教育基本法の解釈の前提ともなっていたのである。

このように民族協同体を前提とする国家観は、戦後改革期に、矢内原忠雄、南原繁、森戸辰男、高木八尺、和辻哲郎、津田左右吉等にも共有されていたものであり、戦後改革期に多くの知識人の間で共有された時代思潮の一つとして位置づけることが可能である。このような民族協同体を前提とした国家観は、戦後教育改革にどのような影響を与えたのかについての包括的な検討が必要である。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

金井 徹、戦後における務台理作の教育理念の展開 - 民族協同体という国家観に着目して -、東北教育学会研究紀要、査読有、第 21 号、2018 年、1 - 14 頁。

金井 徹、教育という領域の思想史という方法を用いた研究について、尚綱学院大学紀要、査読無、第 71 号、2016 年、14-16 頁。

<https://ci.nii.ac.jp/els/contents110010055982.pdf?id=ART0010625358>

金井 徹、戦前期における務台理作の教育理念の検討、東北教育学会研究紀要、査読有、第 19 号、2016 年、15-26 頁。

〔学会発表〕（計 3 件）

金井 徹、務台理作の教育理念に関わる民族協同体の概念の特徴 - 戦前と戦後との比較検討を中心に -、東北教育学会第 75 回大会（於：東北大学）、2018 年 3 月。

金井 徹、戦後教育改革期における民族共同体構想の検討、東北教育学会第 74 回大会（於：東北大学）、2017 年 3 月。

金井 徹、戦後日本における務台理作の教育理念の展開に関する研究、東北教育学会第 73 回大会（於：東北大学）、2016 年 3 月。

6．研究組織

(1) 研究代表者 金井 徹 (KANAI, Toru)
尚綱学院大学・総合人間科学部・准教授
研究者番号：00532087